

# 附加給付(入院附加金および結婚手当金) の廃止について

標記のことについては、平成19年11月発刊の共済ニュース「すこやか」(No.210)に廃止するに至った事由および審議経過等について、皆さまにお知らせいたしました。

本組合の短期経理(医療給付)は、平成14年度から現在においても組合員数の減少や医療費、拠出金の増加などの要因により全国市町村職員共済組合連合会および国等から財政調整交付金を受ける対象組合となっており、今後も短期給付財政は一層厳しい状況となることが予測されます。

このことから当共済組合として、短期給付制度の安定した運営が確保されるよう適切に対処する必要に迫られ、各審議を経てやむなく下記の附加給付について下記期日から廃止する方針(定款の一部変更は後日)を決定いたしましたので、再度お知らせいたします。

組合員の皆さまには、このような状況をご理解いただき、より一層の医療費の節減にご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### ★廃止予定の附加給付種別

#### ○入院附加金

組合員が療養(公務に基づく療養を除く。)のため引き続いて7日以上入院した場合・1日につき300円

#### ○結婚手当金

組合員が結婚(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)した場合・1件につき30,000円

### ★廃止予定年月日(定款の一部変更施行日)

平成20年4月1日

平成20年3月31日までの7日以上入院による入院附加金、同年月日までの婚姻届出による結婚手当金は給付対象となります。

